

Q5

DPT ワクチンで規定通り接種ができず、90 カ月を超えた場合にはどうすればよいでしょうか。

A

規定通りできなかった場合には下記のことが考えられます。この場合には一定のきまりあるいはエビデンスはなく、以下のような方法が考え方としてあります。いずれも任意接種として行われるものです。

- 1 第1期をまったく行っていない場合
- 2 第1期初回1回のみ接種してある場合
- 3 第1期初回2回接種してある場合
- 4 第1期初回3回接種してあるが追加接種を行っていない場合

1, 2はDPTワクチンを1回0.5mLずつ20日から56日までの間隔（いわゆる3～8週間間隔：参照p3）をおいて2回皮下に接種し、2回目の12～18カ月後に1回追加接種します（参照p37, Q6）。3の場合は、気がついた時点で、1回追加接種を行います。90カ月以上ですと、定期接種として受ける年齢を過ぎているので、この規定にそのままあてはめられませんが、明らかに百日咳に罹患した人、あるいは百日咳に対する血清抗体の保有が証明された人であっても、平成20年（2008）3月21日の定期（一類疾病）の予防接種実施要領の改正で、第1期の接種については、罹患していない疾病に対応するワクチン成分を含む混合ワクチンを使用することが可能となりました。すなわち、百日咳に罹患したことがあっても、DPTワクチンを定期接種として接種することが可能となりました。また、定期接種として第1期にDTトキソイドを選択することも可能となりました。90カ月（7歳半）以上で、かつ、10歳以上のDTトキソイドの接種量は0.1mLとされています。し

かし、1あるいは2のような場合、0.1mLの接種で十分な免疫が獲得できるかの検討は十分に行われていません。1あるいは2のような場合、初回免疫としてDTトキソイドを使用する場合、10歳以上の者には、第1回量を0.1mLとし、副反応の少ないときは、第2回以後適宜増量して接種します。追加免疫には、通常、初回免疫後6カ月以上の間隔をおいて、(標準として初回免疫終了後12カ月から18カ月までの間に)接種しますが、初回免疫のとき副反応が強かった者には適宜減量し、以後の追加免疫のときの接種量もこれに準じますが、添付文書上、10歳以上の者には、0.1mLを皮下に注射することになっています。

ただし、4は基礎免疫ができているとし、2期として10歳以上であれば、DTトキソイド0.1mLを1回皮下に接種します。

近年、年長児、成人の百日咳が問題となっており、米国では2期の接種時期にTdapを接種することに変更されました。

Tdap：ジフテリアの抗原量を減らした思春期から成人用のDPTワクチン
(国内輸入はしていません)